<u>商品概要説明書</u>

当座貯金

(平成27年4月1日現在)

| 1. 商品名 | ○当座貯金 |
|-------------|---|
| (愛 称) | ※お客様からのご依頼により、決済資金をお預かりし、手形・小切手の |
| | 支払いを行うための口座です。 |
| 2. 販売対象 | ○個人・法人および団体(任意団体除く。) |
| 3. 期 間 | ○期間の定めはありません。 |
| 4. 預入方法 | |
| (1) 預入方法 | ○随時預け入れできます。 |
| (2) 預入金額 | ○1円以上 |
| (3) 預入単位 | ○1円単位 |
| 5. 払戻方法 | ○小切手・手形により随時払い戻しできます。 |
| 6. 利 息 | ○無利息となります。 |
| 7. 手数料 | ○小切手・手形用紙代金は店頭に備え置く手数料等一覧に記載します。 |
| 8. 付加できる | ○別途審査により貸越を利用できます。 |
| 特約事項 | ○ 別述街直により 真感を利用 くさより。 |
| 9. 貯金保険制度 | 〇貯金保険制度により全額保護されます。 |
| (公的制度) | |
| 10. 苦情処理措置お | ○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。) |
| よび紛争解決措 | につきましては、当 J A本支店またはリスク管理課(電 |
| 置の内容 | 話:054-288-8416)にお申し出ください。 |
| | 当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整 |
| | 備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図 n z z z |
| | ります。 また、静岡県農業協同組合中央会が設置・運営する静 |
| | |
| | 13)でも、苦情等を受け付けております。 |
| | ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合 |
| | は、次の機関を利用できます。上記リスク管理課また |
| | は静岡県JAバンク相談所にお申し出ください。 |
| | 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター(JAバンク |
| | 相談所を通じてのご利用となります。上記静岡県JA |
| | バンク相談所にお申し出ください。) |
| 11. その他参考と | ○口座開設にあたり、所定の審査が必要となります。 |
| なる事項 | ○この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約できます。ただし、当J│ |
| | Aに対する解約の通知は書面によるものとします。 |
| | ○この取引が終了した場合には、その終了前に振出された約束手形、小切 |
| | 手または引受けられた為替手形であっても、当 J A はその支払い義務を |
| | 負いません。 ○ ☆頃の担合には、土体田のチ形田郷、小切チ田郷は古れた火店。に加す |
| | ○前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当店へ返却す ストトナに 米麻勘字の洗涤な字アレてください。 |
| | るとともに、当座勘定の決済を完了してください。 |